

1 振り込め詐欺について

振り込め詐欺は卑劣な犯罪

- 親や祖父母が子や孫を思う情愛につけ込み、人と社会の信頼関係を逆手に取る卑劣な犯罪
- 生活資金やかけがえのない財産を、根こそぎだまし取り、被害者を自殺に追いむこともある卑劣な犯罪
- 匿名社会に身を潜めた犯行グループが、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を利用し、被害者と対面することなく組織的に犯行を繰り返す現代社会の利便性をついた卑劣な犯罪

振り込め詐欺被害者の苦しみ

振り込め詐欺の被害にあった高齢者は、一瞬にして多額の金銭を失うばかりでなく、次のような精神的な被害に苦しんでいる。

- 将来の希望を失う。
老後の生活のために貯めたお金を全て奪われてしまい、今後、どうやって生きていくか分からなくなる。
- 人間不信に陥る。
誰も信用できなくなり、電話に出ることも、外出することもできず、家に閉じこもる。
- 人間関係に亀裂が入る。
犯人にだまされたことについて息子や夫になじられ、家族関係が壊れてしまう。
- 健康を損なう。
うつ状態になって食事も取れなくなり、入院してしまう。

2 振り込み詐欺の4類型

振り込み詐欺とは、次の4類型の詐欺の総称である。

【オレオレ詐欺】

親族を装うなどして電話をかけ、借金や会社におけるトラブル処理等の様々な名目で、現金を至急必要であるかのように信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

【架空請求詐欺】

架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付するなどして、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

【融資保証金詐欺】

融資を受けるための保証金等の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

【還付金等詐欺】

社会保険事務所等を装い、医療費の還付等に必要な手続きを装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺（平成18年6月に初めて認知された。）

その特徴は、

- 電話を利用して被害者をだますこと
- 虚偽の氏名、家族関係、身分又は所属を告げ、他人になりすますこと

である。

3 振り込め詐欺の具体的な手口

【オレオレ詐欺】

事例1（被害者自らが息子と信じた事例）

被害者（60歳代女性）の自宅に息子を装った男から電話があり、「困ったことになったので金を用意してくれないか。実は仲間とサイドビジネスで失敗した。400万円用意してくれないか。」等と言われ、さらに、翌日も同じ男から「もしもし、ごめんね。他にもずっと前の分があった。また、400万円準備してくれないか。」「何度もごめん、仲間3人でしたのが、もう一つあったので200万円振り込んでくれないか。これが最後だから。」等と言われ、息子からの電話と信じた被害者が、息子が株にでも手を出して失敗し金銭的に困っていると思い、自分の預貯金を解約して、男の指定した口座に合計1,000万円を振り込んだもの。

- 被害者が勝手に息子からの電話と信じ込んでしまう。
 - ※ 息子や孫からの電話と思うと、それだけでうれしくなり、声が違っていても息子や孫と信じてしまう。
- 息子をたすけるためと思い、自分の判断だけでお金を振り込んでいる。
 - ※ 窮地に追い込まれた息子や孫を助けたいという気持ちが高まり、冷静な判断ができなくなる。

事例2（犯人が息子の名前などを知っている事例）

被害者（60歳代女性）の自宅に息子の名前を名乗る男から電話があり、「〇〇だけど、ちょっと風邪を引いている。」「携帯をトイレに落として電話番号がかかったので登録しておいてくれ。」等の電話があり、さらに後日、同じ男から「友達の借金の保証人になっていたけど、その友達が所在不明になり、肩代わりをしなくてはならない。あと100万円だけど、どうにかならないか。」等と言われ、息子からの電話と信じた被害者が知人から借金するなどし、男の指定した口座に100万円を振り込んだもの。

- 犯人が息子の名前などを知っている。
 - ※ 高校などの名簿を手に入れた犯人は、被害者に息子や孫の名前や勤め先を電話口で話す。
- 「風邪を引いた。」はだましのテクニック
 - ※ 「息子の声と違う」と気づかれても、だまし通せるように「風邪を引いた。」とあらかじめ被害者に伝えておく。
- 「電話番号がかかったから登録してくれ。」もだましのテクニック
 - ※ 犯人の使用する電話番号を登録させれば、次の電話から「息子の名前」として表示されるとともに、本当の息子の電話番号が消去されて連絡ができなくなる。

事例3（犯人が警察官などをかたった事例）

被害者（70歳代女性）の自宅に福岡県警の警察官を名乗る男から電話があり、「警察で振り込め詐欺の犯人を逮捕したが、犯人が被害者としてあなたの名前を言っている。今持っているキャッシュカードを、指紋を読み取る新しいものにした方がいい。後から警察官を自宅に行かせる。〇〇銀行の人と替わる。」等と言われ、次に電話に出た〇〇銀行の行員を名乗る者からも「あなたの通帳は使わない方がいいので交換した方がいい。」等と言われ、その後、被害者方に来た警察官を名乗る男に被害者がキャッシュカード（暗証番号も聞き出す）等を手渡したため、そのキャッシュカード等で50万円を引き出されたもの。

○ 電話帳に「女性の名前」で掲載されたところが狙われる。

※ 女性の名前で電話帳に掲載されたところは、一人暮らしの高齢の女性と犯人にバレてしまう。

○ 犯人は、いろんな職業の者になります。

※ 犯人は警察官や銀行員ばかりでなく、弁護士や医師、市町村の職員などに様々な職業の者になります。

※ 警察官がキャッシュカード等を預かりに行ったり、暗証番号を聞き出すことは絶対にない。

【架空請求詐欺】

事例1（有料サイト利用料金名目に請求された事例）

被害者（30歳代男性）の携帯電話に「有料サイトの未払い料金があるので直ぐに連絡を」とのメールがあり、以前有料サイトを利用したことがあったため、メールに記載された電話番号に電話をしたところ、対応した男から「アダルトサイトの未納料金があり、民事裁判の途中で。明日までに送金したら示談に応じる。」等と言われ、送金すれば裁判にはならないと信じた被害者が、男の指定した場所にエクスパックで48万円を送金したもの。

○ 人に相談しづらい有料サイト料金の未払いなどを名目に請求する。

※ アダルトサイトや出会い系サイトなどの有料サイト利用料金などの未払いで裁判されることは、家族や会社の人には相談しづらく、一人で解決しようとする。

○ 「裁判を起こす。」はだましのテクニック

※ 裁判を起こすなどと言い、被害者をあわてさせたり、動揺させたりする。

○ エクスパックなどで送金を求めることもある。

※ 振り込め詐欺に対する銀行などのATM対策により、エクスパックや宅配便、現金書留などで送金させることも多い。

事例2（身に覚えのない有料サイト登録料金名目に請求された事例）

被害者（20歳代女性）の携帯電話に、出会い系サイトの会社数社から「有料サイト会員登録料が未納になっているので連絡を」とのメールが送られ、会員になった心当たりが全くなく、事実を確認しようと思い、メールに書かれた電話番号に電話をしたところ、対応した男から「未納の登録料支払わないと退会できないし、脱会には退会費、個人情報削除費も必要になる。」等と言われ、男の指定したとおり、コンビニやスーパーのATMから、指定口座に11万円を振り込んだもの。

- 身に覚えのない請求は無視すること。
 - ※ 身に覚えのない請求については完全に無視し、間違っても指定された電話番号に電話などしないこと。いったん電話すると、言葉巧みに料金を請求されたり、脅されたりするだけである。
- コンビニやスーパーにあるATMを指定することが多い。
 - ※ コンビニやスーパーにあるATMには、銀行員などがいないので、犯人がこれらの場所のATMを指定することが多い。

事例3（裁判取下げ費用名目に請求された事例）

被害者（60歳代女性）の自宅に「全国生活管理センター」から、契約不履行で民事裁判に訴えられているなどと書かれた「内容確認通知書」という葉書が届き、不安になった被害者が、葉書に書かれた電話番号に電話したところ、対応した男から弁護士事務所を紹介されたため、さらに弁護士事務所に電話すると「裁判取下げの供託金が必要となる。この金は裁判取下げ後に全額返済される。」等と言われ、自分が何で訴訟されているかも分からないまま、供託金を支払えばとりあえず裁判は取り下げてもらえるものと信じ、自分の貯金を処分して、弁護士を名乗る男から指定された口座に50万円を振り込んだもの。

- 実在しない会社や団体に電話をかけさせる。
 - ※ 電話や葉書に書かれた電話番号は、架空の会社や団体の電話番号であり、そこに電話すると、犯人が電話に出てしまうので、身に覚えがない場合は無視することが原則である。もし電話をする必要があるときは、電話帳などで確認してから電話すること。
 - ※ 相手が弁護士といっても鵜呑みにせず、おかしいと思ったら、弁護士事務所を電話帳などで確認すること。
- 「全額返済される。」はだましのテクニック
 - ※ 振り込んだお金を「後で全額が返済される。」と言えば、たとえ高額であったとしても、被害者はその言葉を信じて振り込んでしまう。

【融資保証金詐欺】

事例 1（個人を対象とした融資保証金詐欺の事例）

被害者（20 歳代男性）の自宅に融資会社から融資案内のダイレクトメールが届き、他の融資会社からの借金があったことから、それらの借金の一本化するため 300 万円の融資を申し込もうと書かれた電話番号に電話したところ、対応した男から「保証人がいないなら保証金を振り込んでくれ。」「保証会社から融資の許可が出ないので、さらに保証金を振り込んでくれ。」等と言われ、保証金を振り込めば融資が受けられると信じた被害者が、他の融資会社から借り入れるなどし、男の指定した口座に 310 万円を振り込んだもの。

- 融資を受ける前に「保証金」などを名目に送金を求めるときは詐欺と疑うこと。
 - ※ 正規の融資会社が融資前に保証金や手数料などを求めることはないので、融資前に現金を振り込んだりしないこと。
- 安易に融資を申し込まない。
 - ※ 大手の融資会社名を勝手に使ったダイレクトメールを送りつけたり、低金利などの甘い言葉で融資を勧誘するので注意が必要。

事例 2（自営業者を対象とした融資保証金詐欺の事例）

自営業の被害者（40 歳代男性）の会社に融資会社から申込書が添えられた融資案内の F A X が届き、金利が安かったことから、被害者が会社の運営資金のため 500 万円の融資を申し込もうと思い、必要事項などを記載した申込書を F A X で送り返したところ、その融資会社から電話があり、対応した男から「審査が通った。事務手続きに必要な書類と契約経費として必要な 7 万円分の収入印紙を送ってくれ。」等と言われ、必要書類と収入印紙を送れば融資が受けられると信じ、男の指定した場所に書類と収入印紙を宅配便で送ったもの。

- ヤミ金やサラ金から融資を受けたことがある人は狙われる。
 - ※ 過去にヤミ金などから融資を受けたことがあれば、その名簿が振り込め詐欺グループの手に渡り、名簿を元にダイレクトメール、電話、F A X などによる融資案内を行う。
- 一度、振り込めば何度も請求してくる。
 - ※ 一度、振り込みや送金などをすれば、利息やキャンセル料などを名目に何度も何度も請求してくる。
 - ※ 請求を断ると、「住所も会社も分かっているから取立に行く。」等と恐喝まがいの請求をする。

【還付金等詐欺】

被害者（70歳代男性）の自宅に、社会保険庁受付センターを名乗る男から電話があり、「20年度の医療費の還付金を振り込む。期限が今日までなので、直ぐに近くのコンビニへ行って手続きをとってくれ。着いたら携帯で連絡をくれ。」等と言われ、ATMで手続きをとれば還付金が受け取れると信じ、自宅近くのコンビニに行き、男に電話連絡し、指示とおりにキャッシュカードを使用してATMを操作したところ、還付金が振り込まれるどころか、知らないうちに被害者の口座から犯人の口座へ99万円を振替送金させられたもの。

- 役所や社会保険庁、税務署など公的機関をかたるものがほとんど。
 - ※ 役所や社会保険庁などの公的機関が、過払い金などを返還するのに電話で通知することはない。
- 「お金を返す」「ATM」「携帯電話」とくれば、それは振り込め詐欺!!
 - ※ いくらATMを操作しても、相手からお金が振り込まれてくることは絶対ないので、「ATMを指示とおりに操作してもらえば、簡単に還付金が受けられる。」と言うのはだましのテクニック。
 - ※ 還付金等詐欺の犯人は、必ず「携帯電話を持って行くこ」と「コンビニやスーパーにあるATMに行くこと」を指定する。（銀行員いないATMに誘導し、携帯電話でATMの操作方法を指示をするため）

4 年齢層別のワンポイント・メッセージ

【高齢者向けのメッセージ】

「自分は絶対にだまされない、大丈夫」という考えは持たない。

- 普段から家族と連絡を取り合い、合い言葉などを決めておきましょう。

「携帯電話の番号が変わったから登録して」～これは詐欺！！

- その後、「すぐにお金を振り込んで」と言われたら、間違いなく詐欺です。

「エクスパックでお金を送って」～これも詐欺！！

- エクスパックや宅配便、普通郵便などで現金を送ることはできません。

「医療費の還付金をATMで払う」～これも詐欺！！

- 医療費などの還付金をATMで支払うことは絶対にありません。

【若年層向けのメッセージ】

「サイト利用料金」「退会手続きがされていない」「訴訟手続き」などの内容が書かれたメールや葉書～これは詐欺！！

- 心当たりのない請求は無視することが大事です。
- 相手側に絶対に電話をかけてはいけません。

【中高年層向けのメッセージ】

「融資をしますので保証金を振り込んで」～これは詐欺！！
(お金を借りるのに、なぜお金を振り込むの?)

- 安易に融資を申し込まないことが大事です。
- 融資会社を電話帳やインターネットなどで確認しましょう。
- 一度、保証金などを振り込むと、何度でも、しつこくお金を要求してきます。